

内閣法制局節電実行計画

平成23年6月22日

内閣法制局

「夏期の電力需給対策について」及び「政府の節電実行基本方針」（平成23年5月13日電力需給緊急対策本部決定）に基づき、内閣法制局が実行する具体的な節電対策に関する計画を次のとおり定める。

各職員は、これらの対策について積極的に節電意識をもって実施するとともに、職場外においても節電に寄与するものとする。

1. 節電に係る数値目標等

内閣法制局が入居する中央合同庁舎第4号館（以下「第4号館」という。）は、財務省が管理官庁であるが、各入居官署と協力し、ピーク期間・時間帯（※）における使用最大電力を抑制する。また、使用最大電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

※ 7月～9月（平日）の9時～20時

(1) 実施期間

本実行計画の実施期間は、平成23年7月1日から9月30日までとする。

(2) 目標

第4号館の目標は、第4号館の基準電力値2,600kWに比して▲20%以上の抑制とする。数値目標2,080kWの達成にとどまらず、可能な限り大幅な抑制を目指す。

2. 節電に係る具体的取組

(1) 内閣法制局における具体的取組

ア 空調に係る節電

- ・第4号館においては、冷房中の室温を原則28度とする。
- ・西日等の対策として、ブラインド、カーテン等の適切な活用を行う。
- ・節電にも役立つクールビズ、冷涼グッズの活用を行う。
- ・適切な換気や扇風機の使用等により風通しをよくするなど執務室内環境への配慮を行う。
- ・サーバ室の個別空調機器の設定温度を上げる。

イ 照明に係る節電

- ・執務室、会議室、サーバ室、廊下、給湯室、トイレ等において蛍光灯の間引きを更に推進し、蛍光灯の点灯本数の一層の削減を図る。
- ・昼休みの一斉消灯のほか、執務室内の必要な箇所以外の部分消灯を随時行う。

ウ O A機器、その他の機器に係る節電

- ・使用していないO A機器等による待機電力の削減のため、主電源を切る（又は電源プラグを抜く。）。
- ・サーバのうち可能なものについて停止する。
- ・使用する全てのパソコンのディスプレイの照度を下げ、スリープモードの設定を行う。
- ・使用している複合機について、スリープモードの設定を行う。
- ・一部の冷蔵庫の使用を停止する。
- ・電気ポットの使用に当たっては、日中電源プラグを抜く。

エ 共用部分に係る節電

- ・第4号館においては、エレベーターの運転台数の削減を実施している。
- ・暖房便座、温水洗浄便座の保温機能を停止する。
- ・ジェットタオルの使用を停止する。

オ その他

- ・窓ガラスに遮光断熱フィルム貼りを更に推進する。

(2) 年次休暇等の計画的取得の推進による節電への取組

- ・職員の一斉休暇を推進し、第4号館の空調機系統単位で冷房・空調を停止できるような節電に努める。
- ・部屋等の単位での職員の一斉休暇を推進し、当該部屋の一斉消灯、電気機器の停止等による節電に努める。
- ・超過勤務の一層の削減に努める。

なお、上記の取組と並行して、職員に対し熱中症の予防・対策について周知し、熱中症予防を促進する。また、職員の健康状態等に配慮し、熱中症とならないよう十分に配慮するとともに、万一熱中症となった場合は適切な措置を講じる。

3. 進捗管理の実施

職員の節電意識の向上を図る等使用電力の削減を確実にするため、この計画の進捗管理は、長官総務室会計課において行う。